ほくでんガスプラン for au 立替払いサービス請求規約

第１条 （本規約の適用）

ほくでんガスプラン for au 立替払いサービス請求規約 （以下、「本規約」といいます。）は、北海道電力株式会社（以下、「北海道電力」といいます。）が定めるガス標準約款（以下、「標準約款」といいます。）に基づき北海道電力がお客さまとの間で締結するガス小売供給契約（以下、「ガス契約」といいます。）のうち、ほくでんガスプラン for au（一般料金）（需給契約要綱）、ほくでんガスプラン for au（ＦＦ暖房給湯）（需給契約要綱）、ほくでんガスプラン for au（家庭用セントラルヒーティング）〔ホッと上手〕（需給契約要綱）、かけつけプラス利用規約及びあんしん警報器プラス利用規約（以下、併せて「契約要綱等」といいます。）に従ってお客さまが北海道電力に支払義務を負うガス料金等（北海道電力から当社に開示されるものとし、以下、「ガス料金等」といいます。）について、KDDI株式会社（以下、「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下、KDDIと併せて「当社」といいます。）が、北海道電力に代わってお客さま又はお客さまの同居の家族（以下、「請求先契約者」といい、お客さまと併せて「お客さま等」といいます。）にガス料金等に相当する金額を請求し、お客さま等から北海道電力への直接支払いを不要とするサービス（以下、「本サービス」といいます。）における各種条件を定めるものです。

２　本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社のau（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款、povo1.0通信サービス契約約款及びpovo2.0通信サービス契約約款、北海道電力の定める標準約款及び契約要綱等並びにKDDIのWEB de 請求ご利用規約、「請求統合」に係る取扱い規約（以下、「請求統合規約」といいます。）、KDDIまとめて請求に係る取扱い規約（以下、「KDDIまとめて請求規約」といいます。）及びauかんたん決済会員規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）に定めるところによります。

３　当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、当社は、本規約の変更を、変更後の本規約及びその効力発生時期を当社の指定するWEBサイトに掲載して周知することにより行い、当該変更は、当該効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

４　本規約本文のほか、関連規程及び当社が定める本サービスに関する諸規程（当社が別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下、「諸規程」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。

５　本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第２条　（本サービスの内容）

当社は、ガス料金等に相当する金額を、お客さま等に請求いたします。

２　お客さまは、当社が前項の請求に基づき受領したお客さま等のガス料金等をお客さま等に代わって北海道電力に対して支払うこと及びお客さま等にガス料金等に相当する金額をお支払いいただく前に北海道電力へのガス料金等の支払期日が到来した場合には、お客さまのガス料金等を当社が当該お客さま等に代わって北海道電力に支払うこと（以下、「第三者弁済」といいます。）に同意するものとし、当社は、標準約款及び契約要綱等に基づき発生するガス料金等に相当する金額を北海道電力に代わり、お客さま等に請求する権利（以下、「請求権」といいます。）及び当社が第三者弁済をした場合には当社が当該お客さま等に代わって支払ったガス料金等に相当する金額をお客さま等に請求する権利（以下、「求償権」といいます。）を取得します。

３　お客さま等は、当社の請求権に基づく請求に従い、当社に対してその全額（以下、「本債務」といいます。）を、当社の求償権に基づく請求に従い、当社に対してその全額（以下、「求償債務」といい、本債務と併せて「本債務等」といいます。）を、本規約に基づき、それぞれお支払いいただくものとします。なお、請求統合規約、KDDIまとめて請求規約又は諸規程に定めるサービス等に関する料金その他債務と本債務等とを一括して請求する取扱いは、請求統合規約、KDDIまとめて請求規約又は諸規程によります。本サービスは、お客さまの北海道電力に対するガス料金等の支払債務につき、当社が保証を行うものではありません。

第３条　（本サービスの提供条件及び有効期間）

当社は、本サービスについて、当社所定の申込方法によって申込を受け付けます。なお、お客さまは、本規約に同意のうえ、当社へ申込されるものとします。

２　お客さまは、本債務等が本規約、関連規程及び諸規程に従って請求先契約者に請求されること及び当社が第三者弁済をすることについて、契約要綱等の適用されるガス契約の締結前に、請求先契約者から同意を得ていることを表明し保証します。なお、当社は、お客さまが当該契約要綱等の適用されるガス契約を申込まれたことをもって、かかる請求先契約者の同意を得ていたことの表明及び保証があったものとみなします。

３　当社および北海道電力は、お客さまが前項の表明及び保証に違反したことにより生じたクレーム、トラブル等について、第１３条に定める場合を除き、一切責任を負わないものとし、お客さまは、かかるクレーム、トラブル等により当社又は北海道電力に損害が生じた場合、当該損害を賠償する責めを負います。

４　当社がお客さまからの申込を承諾した時点で、お客さまと当社との間で本規約に基づき本サービスの利用に係る契約（以下、「本サービス利用契約」といいます。）が成立するものとします。

５　本サービス利用契約の有効期間については、標準約款及び契約要綱等に定める契約期

間と同一とするものとします。

第４条　（本サービス提供の料金）

本サービスの提供に係る料金は、無料とします。

第５条　（立替払と支払い請求）

ガス料金等については、当社と北海道電力との定めに基づき、当社がお客さま等に代わって北海道電力へ支払いを行うものとし、当社は、ガス料金等に相当する金額を本債務又は求償債務の額としてお客さま等へ支払請求します。

２　当社は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社所定の事由に該当するときは、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（当社の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。

３　お客さま等は前項の規定に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、当社が別に定める条件に該当するときは、手数料の負担を要しません。

区分	単位	手数料額	
		2026 年 8 月までに当社が払込取扱票付き書面請求書を発行する場合	2026 年 9 月以降に当社が払込取扱票付き書面請求書を発行する場合
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書の発行１回ごとに	税抜額 430 円 （税込額 473 円）	税抜額 530 円 （税込額 583 円）

４　当社は、料金その他の債務について第６条第２項に定める支払期日又は第６条第３項に定める求償債務支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日又は求償債務支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）又は指定した支払方法についてその支払方法に係る金融機関等の承認が得られない場合その他支払いを受けるために必要な場合は、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。

５　お客さま等は前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社が別に定める条件に該当

するときは、手数料の負担を要しません。

区分	単位	手数料額	
		2024年11月までに当社が払込取扱票を発行する場合	2024年12月以降に当社が払込取扱票を発行する場合
払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行１回ごとに	税抜額 200円（税込額 220円）	税抜額 230円（税込額 253円）

第６条　（本債務等のお支払い）

本債務等は、いかなる場合でも、お客さま等にお支払いいただくものとします。

２　標準約款及び契約要綱等において定められているガス料金等の支払日にかかわらず、お客さま等は、本債務について、当社が定める期日（以下、「支払期日」といいます。）までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

３　お客さま等は、求償債務について、当社が定める期日（以下、「求償債務支払期日」といいます。）までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

４　ガス契約の取消、廃止、無効その他の理由により、北海道電力がお客さま等に本債務等に係る金額を返還すべき場合でも、当社は、一旦お支払いいただいた当該金額をお客さま等に返金する義務を負わないものとします。

５　お客さまがガス契約を廃止しようとするときは、北海道電力が定める方法により北海道電力に廃止を申出る必要があります。なお、お客さまがガス契約を廃止した場合であっても、当社はすでにお支払いいただいた本債務等に係る金額の返金を行いません。

６　本債務等のいずれについても分割によるお支払いはお受けすることができません。また、本債務等の他に、当社からお客さま等へのご請求がある場合、本債務等のみを対象としたお支払いはお受けすることができません。

第７条　（ガス契約の終了）

ガス契約の取消、廃止、無効その他の理由により、ガス契約が終了したときは、当該終了日をもって本サービス利用契約も終了するものとします。但し、この場合においても、ガス契約終了までに発生したお客さまのガス料金等に相当する金額に係る本債務等を当社がお客さま等に請求する場合があります。

第８条　（延滞利息）

お客さま等が支払期日又は求償債務支払期日までに本債務等の履行を遅延した場合に

は、支払期日又は求償債務支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 １４．５％の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５ 日当たりの割合といたします。）で計算してえた額を本債務等の延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第９条 （収納手数料の負担等）

お客さま等が、料金その他の債務について、支払期日又は求償債務支払期日の経過後に支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。

区分	手数料の額
1　2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）	税抜額 300 円 （税込額 330 円）
2　当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合	金融機関等が定める額
備考　その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分１に定める手数料の負担を要しません。	

第１０条 （本サービス利用契約の解約等）

お客さまは、本サービス利用契約を解約しようとする場合には、当社に事前に届け出るものとします。届出がなかったことによりお客さま等が被った損害について、当社は一切責任を負いません。

２　本サービス利用契約は、前項の届出に基づきお客さまが希望する日以降で当社が指定する日をもって終了するものとします。

３　当社は、本サービス利用契約の終了までに当社がお客さま等から受領した本債務等に係る金額の返還はいたしません。

４　お客さま等は、本サービス利用契約の終了までに発生した本債務等について、本サービス利用契約の終了により何ら影響を受けず、本規約、関連規程及び諸規程に従って履行するものとします。

第１１条 （当社が行う本サービス利用契約の解約等）

お客さま等に当社またはauエネルギー＆ライフ株式会社（以下当社と併せて「当社等」といいます。）が提供する他のサービスの利用料金等（当社が本債務等と一括してお客さま等に請求する料金等を指します。）の支払遅延等のお客さま等の責に帰すべき事由により、当社等の提供する他のサービス等の利用に係る契約が当社等により解約された場合には、お客さま等は、当社等に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、かつ、当社は、お客さま等への催告又は通知をすることなく、当社

が指定する日をもって本サービス利用契約を解約することができるものとします。
２　当社は、お客さまが本規約に違反した場合、お客さまに事前に通知することなく 、本サービス利用契約を解約することができます。この場合において、当社は、当社が指定する日をもって本サービス利用契約を解約します。
３　前二項の事由が発生した場合には、当社は、前二項の事由の発生以前に当社がお客さま等から受領した本債務等に係る金額の返還はいたしません。また、解約までに発生した本債務等について、解約により何ら影響を受けず、本規約、関連規程及び諸規程に従って履行するものとします。
４　第１項又は第２項の事由が発生した場合、当社等との契約に基づき、お客さま等が利用している他のサービスについて利用停止又は解約となる可能性があります。

第１２条　（本サービスの終了時の措置及び精算）

本サービス利用契約が終了した場合、本規約、標準約款、契約要綱等、関連規程又は諸規程に定めるところにより、ガス契約は終了となる場合があります。
２　前項の場合、理由の如何を問わず、お客さま等の本債務等は当然に期限の利益を失い、お客さま等は直ちに当社に対し、本債務等を支払うものとします。
３　理由の如何を問わず、本サービス利用契約が終了した場合、本サービス利用契約を条件として当社等又は北海道電力が提供している特典その他の経済上の利益の提供は、直ちに終了するものとします。

第１３条　（免責）

当社は、第７条に定める本サービス利用契約の終了及び第１１条に基づく本サービス利用契約の解約等の当社の責に帰すべからざる事由に起因してお客さま等に生じた損害について、お客さま等に対して何らの損害賠償の責めを負わないものとします。また、当社の責に帰すべき事由に起因してお客さま等に生じた損害であっても、当社は、当該損害が発生した月のお客さまのガス料金等の基本料金に相当する金額を上限として損害賠償の責を負うものとします。ただし、当社の故意又は重過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。

第１４条　（権利・義務譲渡の禁止）

お客さま等は、本サービスに関する権利・義務の全部又は一部について、第三者に譲渡若しくは担保に供することはできません。

第１５条　（お客さま等に係る情報の利用）

お客さまは、当社が次各項の条件に従い、お客さま等に係る情報（当社がお客さま等に関して取得する氏名、住所、生年月日、電話番号及び契約者識別符号等の全てのお客

さま等の情報をいい、当社が本サービス若しくはau（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ mobile通信サービス、UQ mobile通信サービスⅡ、povo1.0通信サービス又はpovo2.0通信サービスに関して取得するお客さま等の情報を含みますがこれに限りません。以下、「お客さま情報」といいます。）を利用することに同意し、又は請求先契約者の同意を得るものとします。

2　当社は、お客さま情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。

（1）お客さま等からの問い合わせへの対応、本サービスの利用に関する手続きの案内又は情報提供等の契約者に対する対応業務

（2）本サービス提供における課金計算に係る業務

（3）本サービス提供における料金請求に係る業務

（4）市場調査及びその分析

（5）当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等

（6）情報通信業界の発展及び契約者のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知

（7）前各号のほか当社が公表する「KDDIプライバシーポリシー」に定める目的

3　当社は、以下の各号に掲げる場合には、お客さま情報を第三者に提供するものとします。また、当社は、個人情報保護法、ガス事業法、電気通信事業法その他の法令の規定に従い、当社が取り扱う個人情報を書面の送付又は電子的若しくは磁気的な方法等により第三者に提供する場合があります。

（1）支払期日を経過したにもかかわらず本債務等を支払わないお客さま等又は不払い額及び滞納額に争いがあるお客さま等のお客さま情報を、争いがある場合はその旨の情報等と併せ、ガス料金等不払いの発生を防ぐことを目的として、北海道電力へ提供する場合。

（2）ガス契約の契約申込受付時の加入審査に活用することにより、不正な加入、ガス料金等不払いの発生等を防ぐことを目的として、お客さま情報（お客さま等の職業、勤務先、本人確認書類の号、料金の支払い方法・状況、支払い口座又はカードの番号、契約状況、審査結果、不正行為に関する記録、不払いとなった時期、不払い額及び滞納額に争いがある場合等におけるその旨の情報等を含みます）を北海道電力へ提供する場合。

（3）ガス契約の契約申込受付時の加入審査及び加入後の調査に活用することにより、不正な加入、料金不払いの発生等を防ぐことを目的として、お客さま情報を、お客さま等により提示された偽造又は改ざんされた証明書に関する個人情報（当該証明書に記載された名前、名前カナ、生年月日、住所、郵便番号、証明書種別、証明書番号、証明書発行元、申込日、連絡先電話番号、逮捕情報、偽造の手口、加入審査結果等）と併せ、北海道電力へ提供する場合。

４　前項に定める他、当社が別に定める共同利用者とお客さま情報の共同利用を行う場合においては、お客さま情報を、前項（１）から（７）に定める目的で共同利用するものとします。

５　前項の場合において、当社の情報セキュリティ管理者は、共同利用に係るお客さま情報について、責任を有するものとします。

６　前各項に定める他、本サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、各社のプライバシーポリシーが適用されます。

KDDIプライバシーポリシー：

https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/

沖縄セルラープライバシーポリシー：

https://okinawa-cellular.jp/corporate/disclosure/privacypolicy/

第１６条　（協議事項）

当社及びお客さまは、本規約により生じる権利・義務を誠実に履行するものとし、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に関する疑義が生したときは、双方、誠意をもつて協議し解決するよう努めるものとします。

第１７条　（管轄裁判所）

本規約及び本サービス利用契約に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

１．実施期日

本規約は、2026年9月1日から実施します。